

丹沢大山自然再生委員会設置要綱

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、丹沢大山自然再生委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、丹沢大山の自然環境の保全と再生を推進するため、必要となる事項の協議を行うとともに、普及啓発事業や県民参加事業などの必要な事業を実施することを目的とする。

(所管事項)

第3条 委員会は、第2条に掲げる目的を達成するために次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 丹沢大山の自然再生事業（実施）計画案の協議
- (2) 丹沢大山の自然再生全体構想の検討
- (3) 丹沢大山の自然再生事業の実施に係る連絡調整
- (4) 丹沢大山の自然再生事業の評価及び評価結果に基づく改善方法の提案
- (5) その他、目的を達成するために必要な事項

第2章 組織

(構成員)

第4条 委員会は、次に掲げる委員によって構成する。

- (1) 自然環境等に関し専門的知識を有する者
- (2) NPO、マスコミ、企業、関係団体等
- (3) 関係行政機関

(辞任及び解任)

第5条 辞任しようとする者は、第16条に規定する事務局に書面をもって連絡しなければならない。

2 委員会の運営に著しい支障をきたす場合、委員会の合意により委員を解任することができる。

(役員の種別及び選任)

第6条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 監事 2名

2 委員長、副委員長及び監事は委員の互選により、委員会において選任する。

(役員の職務)

第7条 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときはその職務を代理する。

3 監事は、会計を監査する。

(役員の任期)

第8条 第6条第1項に掲げる役員の任期は、2年とする。

(委員及び役員の報酬)

第9条 委員及び役員は、原則無報酬とする。ただし、委員長が特に必要と認める場合は、謝金を支給することができる。

第3章 会議及び専門部会

(委員会の会議)

第10条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議の議長は、委員長がこれにあたる。

3 委員長は、委員会の会議の進行に際して専門的知見を有するものの意見を聴取することが必要と認める場合、委員会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。

(専門部会)

第11条 委員会は、専門部会を置くことができる。

2 委員会委員は、専門部会に所属することができる。

3 専門部会の部会長及び副部会長は、専門部会構成員(以下部会員とする)の互選により選出する。

4 専門部会は、部会長の招集により開催される。

5 専門部会の会議の議長は、部会長がこれに当たることとし、必要に応じて副部会長が職務を代理する。

6 部会長は、専門部会の会議の進行に際して専門的知見を有するものの意見を聴取することが必要と認める場合、専門部会の会議に部会員以外の者の出席を要請することができる。

7 専門部会は、協議概要を第10条に規定する委員会の会議に報告する。

(公開)

第12条 委員会及び専門部会の会議は、希少種の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

2 委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 構成員総数及び出席者数 (書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(議決)

第13条 委員会の議事はこの規約に規定するもののほか、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(書面表決等)

第14条 やむを得ない理由により委員会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の者を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により表決した構成員は、前2条及び次条の適用については委員会に出席したものとみなす。

(委員長の専決処分)

第15条 委員長は、委員会を開催するいとまがないときは、その議決すべき事項について、これを専決処分することができる。

2 委員長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の総会において報告しなければならない。

第4章 事務局

(事務局)

第16条 委員会の会務を処理するために事務局を設ける。

2 事務局は神奈川県環境農政部緑政課及び神奈川県自然環境保全センターが共同で行う。

3 事務局には、横浜事務局長及び厚木事務局長を置く。

4 横浜事務局長は神奈川県環境農政部緑政課長を、厚木事務局長は神奈川県自然環境保全センター所長をもって充てる。

(事務局の所掌事務)

第17条 事務局は次に掲げる事務を行う。

(1) 委員会及び専門部会の会議の事務に関する事項

(2) 委員会及び専門部会の会議の議事録の作成及び公開に関する事項

(3) 会計の執行

(4) その他委員会が付託する事項

第5章 資金及び会計

(資金)

第18条 委員会の資金は、負担金、協賛金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の資金は、委員長を名義人とする銀行口座にて管理する。

(会計の原則)

第19条 この委員会の会計は、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

(1) 収入及び支出は、予算に基づいて行うこと。

(2) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業年度)

第20条 この委員会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第6章 雑則

(委任)

第21条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規約は、平成18年10月24日から施行する。